

働き方改革実現推進室の設置に関する規則

〔平成 28 年 9 月 1 日〕
〔内閣総理大臣決定〕

（設置及び任務）

第 1 条 内閣官房に、働き方改革を実現するため、働き方改革実現会議に係る事務を処理し、働き方改革に係る具体的な実行計画の策定等に係る施策の企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理するため、働き方改革実現推進室（以下「推進室」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 推進室に、室長、室長代行、室長代行補、次長、参事官、企画官その他所要の室員を置く。

- 2 室長は、内閣官房副長官（事務）をもって充てる。
- 3 室長は、推進室の事務を掌理する。
- 4 室長代行は、内閣官房副長官補（内政担当）をもって充てる。
- 5 室長代行は、室長の事務を代行する。
- 6 室長代行補は、室長代进行を補佐する。
- 7 次長は、室長を助け、推進室の事務を整理する。
- 8 参事官は、命を受けて、重要事項の企画及び立案に参画する。
- 9 企画官は、命を受けて、特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する。
- 10 参事官、企画官及び室員は、非常勤とすることができる。

（補則）

第 3 条 この規則に定めるもののほか、推進室の内部組織に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 9 月 2 日から実施する。